

NEWS TOPICS

景観規制をめぐる動向 [現在までのまとめ]

- 2018年8月21日 説明会で11階建てワンルームマンション建設計画が公表される。
- 2018年9月25日 景観規制を求める住民の会「堺環濠北部の町なみを考える会」が結成される。
- 2018年11月11日 協議会では、意見交換会「地域の未来を考える」を開催し、今後のまちづくりを考える場を設けたが、建物の高さ制限を求める声も上がった。[協議会ニュース19号に掲載]
- 2019年1月11日 関係者による第1回「景観規制」に向けた準備会
- 2019年2月27日 関係者による第2回「景観規制」に向けた準備会
- 2019年4月22日 「堺環濠北部の町なみを考える会」が堺市に「景観規制」等を求める3003人分の署名を提出。
- 2019年5月5日 第1回「景観規制」に向けた勉強会 今年度の総会に続いて開催。[協議会ニュース21号に掲載]
- 2019年6月30日 第2回「景観規制」に向けた勉強会 錦西公民館会議室(堺市立青少年センター2F)
- 2019年11月 景観形成に向けて意向把握調査実施(堺市都市景観室・「堺環濠北部の町なみを考える会」)
今号の前ページに実施状況を解説。

INFORMATION

町なみ再生連続講座(今年度第1~3回)

しばらく、休んでいました講座を、今年度最後に3連続で開催します!詳しくは、今後発行しますチラシ・ポスターをご覧ください。

▶第1回 町なみ再生連続講座(総第7回)

場所: 錦西公民館会議室(堺市立青少年センター2F)
時間: 13:30~
1月26日(日) 「大阪長屋の改修 ヨシナガヤの実践から」
講師: 吉永 規夫 氏(建築家)

▶第2回 町なみ再生連続講座(総第8回)

場所: 未定
時間: 13:30~
2月22日(土) 「文化的景観としての都市と町家 京都、宇治、岐阜そして堺」
講師: 清水 重敦 氏(京都工芸繊維大学教授)

▶第3回 町なみ再生連続講座(総第9回)

場所: スピニングミル
時間: 13:30~
3月28日(土) 「近代化遺産からみた堺の近代化」
講師: 近藤 康司 氏(堺市文化財課主査)

※予定は変更になることがあります。

▶協議会へのお問い合わせはこちら
堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会
TEL 072-228-0953 [志賀]
MAIL info@sakaimachinami.jp

▶「まちなみ修景補助制度」へのお問い合わせはこちら
堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室
TEL 072-228-7432
FAX 072-228-8468 担当: 福島、加賀山、田中

今号の表紙

左官職人が鏝(こて)を使い、壁面等に漆喰を塗り重ねたり削ったりして立体物を作り上げ、着色したものを鏝絵といいます。鏝絵は、一般には江戸時代から盛んになったとされますが、この小櫃の鏝絵は、戦後になって、町家を社屋にされた時に会社のトレードマークであった小櫃にちなんで作られたそうです。町家は江戸時代とも言われていますが、鏝絵は比較的新しいようです。

堺 環濠都市 NEWS [ニュース]

北部

歴史的まちなみを
未来に活かすため

景観形成に向けて
意向把握調査が実施されました!
vol.23



今年も、町なみ再生イベント週間(10/28～11/3)を開催しました!

今年も、10月28日から11月3日まで、町なみ再生イベント週間を開催しました。例年通り、堺町家案内所における展示と、「昔・町なみ歩こうイベント」が、七まち町家会の町家公開とタイアップして行われました。

▶展示「町なみ再生と景観～協議会の歩み」

今年度は、協議会も設立から6年目となり、活動予定期間の半分を経過しました。また、昨年度から、町なみ再生にとって根本的な景観問題にも関わるようになったことから、協議会の成立に到る経過や成立後の事業等を振り返り、今後の活動について考える展示としました。その他、例年通り、昨年度の修景事例の写真等も展示しました。

今回は、まち歩きをイベント期間の前半に実施したため、後半は案内所に来られた皆さんと協議会メンバーが落ち着いて対話する時間もありました。堺市と協働で活動されている、甲南大学の学生さんたち2グループや、他大学の学生さんなど、若い方々とも有意義な交流ができました。

また、今年の地藏盆は夕方突然の嵐に見舞われたため、大行灯はかなり損傷しましたが、状態の良かった1体を今回も案内所の玄関口に展示しました。



▶昔・町なみ歩こうイベント

今年のまち歩きは、期間中の前半(10/28～10/30)の3日間に、昨年同様、当地区内を日替わりメニューで歩く、ミニまち歩きを実施しました。今回は、まち歩き限定公開の町家にもご参加いただき(写真①)、堺町家の多彩な面に触れる事もできました。

また、今年も、七まち町家会の町家公開と密接に連携して実施しました。まち歩きの途中に公開町家内部の一部見学もでき大変好評でした。なお、修景された町家内部の一部解放も継続して行いました。

今回は3日とも、地区の南エリアに足を伸ばしたので、建設中の11階建てマンションがどこからもよく見え、参加者のみなさんにも景観問題を实地に理解していただくことができました。



1. 堺の町家のほとんどは戦前の建物ですが、戦後でも昭和25年の建築基準法制定以前に伝統工法で建てられたものは含まれます。この町家は戦後、焼け跡から逸早く再建された、典型的なこの時期の町家です。/
2. 2018年10月1日撮影 南からマンション予定地方向を望む / 3. 2019年12月24日撮影 建設中のマンション

堺環濠都市北部地区の景観形成に向けて 意向把握調査が実施されました!

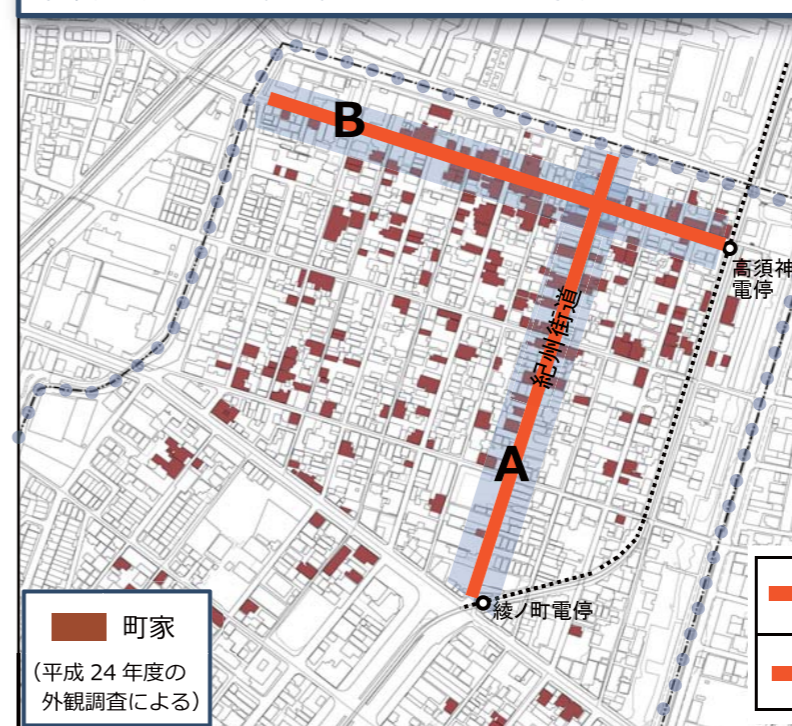
今年11月に、「景観規制」について地権者の皆さんの考えを確認するため、堺市と「堺環濠北部の町なみを考える会」によって、意向把握調査が実施されました。対象者は地区内の綾之町以北の紀州街道沿いと、南海七道駅と高須神社を結ぶ東西の街路沿いの地権者の方々です。

なお、「堺環濠北部の町なみを考える会」は、高層マンション建設を契機として景観規制への機運が高まったことから、規制を求める住民によって結成された会で、ニュース 21号でも触れていますが、堺市に対し、3003人分の署名と共に規制を求める要望書を提出しました。

今回実施された意向把握調査で示された景観規制(案)は、これまで協議会において準備会や勉強会を重ねて、規制対象区域をはじめ、建築物の高さ、色彩、用途等についての規制を検討した案です。

規制区域については、今後は堺環濠都市北部地区全体を目指すものの、今回はまず、綾之町北側エリアの内、高い建物の建つ可能性のある所、図のA(紀州街道 北半町～綾之町)とB(高須神社～七道駅)の道路に面する敷地を対象としています。

景観規制の対象区域 → A及びBの道路に面する敷地



規制の制限内容としては、以下のようになっています。

- ①建築物の高さ制限
15メートル(4～5階建て相当)まで。
- ②建築物等の色彩等の制限
落ち着いた色調を基本とし、歴史的な町なみとの調和に配慮した形態・意匠。
- ③建築物等の用途の制限
現在既に建てられない用途に加えて、麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、カラオケボックス、その他これらに類するもの。

A	A: 並松綾之西1号線 (北半町～綾之町: 紀州街道)
B	B: 三宝北旅籠東1号線 (高須神社電停～七道駅)

対象区域のお宅を、堺市の職員と「考える会」のメンバーが一軒一軒訪問し、留守宅にはポスティングをして、また、遠方にお住まいの地権者には郵送で調査票を届けました。現在、調査票を回収中とのことで、次回のニュースで、集計結果をお知らせできればと思います。

上記「意向把握調査」のアンケートの直前に、堺環濠都市北部地区全域を対象に「町家利活用」のアンケート調査が堺市によって実施されました。一部が意向把握調査の対象地域と重なっていたため、両方の調査票を受けとられた方の中には、同様のものであると誤解されている方もおられるようですが、これは、別個のアンケートであり、ぜひ、別々にご回答いただければ幸いです。なお、町家利活用調査については、本協議会には関与しておりません。